

健 発 0 1 2 8 第 5 号
令 和 2 年 1 月 2 8 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保健所設置市市長} \\ \text{特 別 区 区 長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行
について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第12号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第9号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第10号）が公布されたところである（別添参照）。

これらの命令は、海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対して適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備すること等のため、所要の措置を講じるものである。

これらの命令の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等へ周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第一 概要

1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の制定

(1) 新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）

第6条第8項の指定感染症として定めること。（第1条関係）

(2) 感染症法第7条第1項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日（令和3年2月6日）までの期間とすること。（第2条関係）

(3) 新型コロナウイルス感染症については、感染症法第8条第1項、第12条（第4項及び第5項を除く。）、第15条（第3項については、第1号、第4号、第7号及び第10号に係る部分に限る。）、第16条から第25条まで、第26条の3から第30条まで、第34条、第35条、第36条（第4項を除く。）、第37条、第38条第3項から第6項まで及び第9項、第39条第1項、第40条から第44条まで、第57条（第4号から第6号までを除く。）、第58条（第8号、第9号、第11号、第13号及び第14号を除く。）、第59条、第61条第2項及び第3項、第63条、第63条の2、第64条第1項、第65条、第65条の3並びに第66条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用するとともに、所要の読替えをすること。（第3条関係）

なお、新型コロナウイルス感染症については、別紙に掲げる感染症法上の措置を主として講じることができるものであること。

(4) (3)において準用する感染症法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、第一号法定受託事務を規定すること。（第4条関係）

(5) その他必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。

2 検疫法施行令の一部改正

(1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第2条第3号の政令で定める感染症として新型コロナウイルス感染症を定めること。（第1条関係）

(2) 新型コロナウイルス感染症の病原体の有無に関する検査の手数料を4,200円と定めること。（別表第2関係）

3 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行

規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の制定

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の規定を準用する場合における所要の読替えをすること。（本則関係）

4 検疫法施行規則の一部改正

新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者については、仮検疫済証に付する期間は336時間を超えてはならないものとする。（第6条第3項関係）

第二 施行期日等

- 1 第一の命令は、公布の日から起算して10日を経過した日（令和2年2月7日）から施行すること。
- 2 第一の1の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び同3の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令は、同1の（2）の期間の末日限り、その効力を失うこと。

第三 その他

- 1 この改正は、令和2年2月7日から適用すること。
- 2 感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）の一部改正については、別途通知する予定であること。

新型コロナウイルス感染症について講じることのできる主な感染症法上の措置

- ・ 疑似症患者に対する適用（第8条第1項）
- ・ 医師の届出（第12条）
- ・ 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（第15条）
- ・ 健康診断（第17条）
- ・ 就業制限（第18条）
- ・ 入院（第19条及び第20条）
- ・ 移送（第21条）
- ・ 退院（第22条）
- ・ 検体の収去等（第26条の3）
- ・ 検体の採取等（第26条の4）
- ・ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条）
- ・ ねずみ族、昆虫等の駆除（第28条）
- ・ 物件に係る措置（第29条）
- ・ 死体の移動制限等（第30条）
- ・ 質問及び調査（第35条）
- ・ 入院患者の医療（第37条）

※ 上記措置に附随する関係規定は省略している

※ 括弧内は、感染症法の条文番号